

松本の盛田さん

国の法整備に問題提起

専門家「社会的インパクト」

盛田大介さん、妙子さん夫妻の問い掛けは、国の議論にも影響を与えそうだ。

【1面参照】

「実際に親族の精子を選んだ家族がいて、子どもたちと幸せに暮らしている。それが『架空の話ではない』ことが分かり、とても社会的なインパクトがある」。生殖医学が専門の岡山大・中塚幹也教授は話す。

昨年9月発足の管義偉政權下で、生殖補助医療の法整備が急ピッチで進んでいる。少子高齢化が進む日本で、患者が増えている不妊治療の支援に力を入れると菅首相が所信表明演説で明言したことも後



松本市の自宅でくつろぐ盛田大介さん(中央)家族。おやつをおいしそうに食べる長男の姿にほほ笑む

親子の新たな物語

提供と家族のかたち

押しする。

第1弾として昨年12月、生殖補助医療で生まれた子どもの親子関係を明確にする民法の特例法が成立。卵子提供の場合では出産した女性を「母」、精子提供では提供者ではなく夫を「父」とした。親子関係がよやく法律上でしっかり位置付けられ、親権や相続に

関する混乱が明確に避けられるようになった。

ただ、まだ大半の課題が議論されていない。今回、実名公表した盛田さん夫妻に関することでは、提供者の範囲も大きな焦点になる。日本でも利用者がいる商業的精子バンクの規制のあり方は、生まれる子どもが出生を知る権利をどう保障するのか。国は2年

実名報道についての考え方

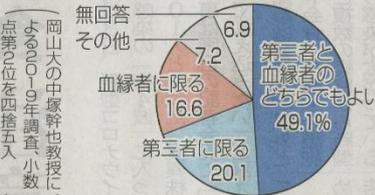
信濃毎日新聞社は盛田大介さん、妙子さん夫妻が希望する実名での報道について、未成年の子どもたちのプライバシーや福祉の観点から検討しました。

子どもの福祉、生殖医療、倫理学といった複数の分野の専門家に意見を求め、社内で議論しました。実名報道の条件を次のように整理しました。

▽当事者家族の子どもの家庭環境が良好である▽夫婦に子どもを守る強い意志がある▽夫婦の両親との関係が良好で協力的である▽子どもが悩んだ場合に、親以外の第三者の観点から助言する相談先が確保されている▽子ども自身に出自を伝えており、今後も年齢に応じて説明していく。

盛田さん家族の状況を鑑みて全体的に条件を満たしており、最後の項目については今後も成長に応じた適切な養育に努めていくとする姿勢を重視。社会的意義を検討し、実名報道をすることにしました。

精子の提供は誰から受けるべきか



提供精子を使う生殖補助医療は、不妊治療の一環として日本では1948年に始まった。実施のあり方を定めた法律はこれまでない。そうした中、提供者の範囲については、医学界で主流の考え方と市民との感覚の間には、ずれがありそうだ。

「親族」巡り 医学界と市民

学会は昨年10月、提供精子の減少を理由に「親族提供も可能とする」と提言を改めた。

一方、岡山大の中塚幹也教授が2019年に全国で無作為抽出で実施した意識調査(回答914人)では、容認の姿勢がうかがえる。精子提供者は「第三者と血縁者のどちらでもよい」が最も多く49.1%、「第三者に限る」は20.1%、「血縁者に限る」は16.6%だった。

精子提供者の範囲 感覚にずれ

「親族」巡り 医学界と市民

学会は昨年10月、提供精子の減少を理由に「親族提供も可能とする」と提言を改めた。

一方、岡山大の中塚幹也教授が2019年に全国で無作為抽出で実施した意識調査(回答914人)では、容認の姿勢がうかがえる。精子提供者は「第三者と血縁者のどちらでもよい」が最も多く49.1%、「第三者に限る」は20.1%、「血縁者に限る」は16.6%だった。